

知ってなっとく ことしの仕事

令和2年度予算説明書



令和元年下川小学校学芸会



下川町



下川町イメージキャラクター
しもりん

ごあいさつ

町民の皆さまには、日ごろから町政全般にわたりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

町長として2期目の任を担わせていただいてから、間もなく1年を迎えることとなりました。

昨年は、施策の基本となる第6期下川町総合計画がスタートした年であり、SDGs未来都市の推進、人口減少をはじめとした情勢の変化や地域経済の活性化、町民福祉の向上に向け、各種施策を進めて参りました。



令和2年度予算は、「第6期下川町総合計画」や「SDGs未来都市計画」などに基づき、基幹産業である農林業の振興や担い手対策を推進するため、既存制度を継続するとともに、新たにスマート農業を推進するための経費を計上しております。

また、中小企業対策、総合産業活性化事業による移住定住対策、事業者と就業希望者のマッチング、消費の地域内循環に向けて行政ポイント（しおりんポイント）を発行する経費も計上しており、地域経済の好循環や雇用の維持、関係人口の創出を図ってまいります。

さらに、福祉施策の充実や子育て、高齢者、障がい者支援、教育環境の充実、安全・安心なまちづくりを推進するため、防災の専門的な知識・経験を有する地域防災マネージャーを配置するための経費も計上しております。

引き続き、「SDGs未来都市」などの優位性を活かし、多様な主体との共創によりSDGsプロジェクトを推進するとともに、地域資源を最大限に活用した森林総合産業の創造、脱炭素社会の構築を目指し、中学校木質バイオマスボイラの熱供給余力を活用して、地域間交流施設へ熱を供給する面的拡大工事も計上しております。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、行財政改革の推進を図り、「持続可能な財政運営」と

「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れた、きめ細かな施策で、町民の皆さんと約束した公約「いっしょに創ろう！『しもかわ』の歴史と未来」、「経済、資源、暮らし、情報、人材の5つの循環」の好循環を図って参りますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

令和2年4月

下川町長 谷 一 之

もくじ

令和2年度予算編成方針	1
令和2年度教育行政執行方針	7
令和2年度予算と総合計画について	10
令和2年度各種会計予算	11
令和2年度一般会計予算概要	12
令和2年度の主な事業	
Ⅰ 福祉医療分野	14
Ⅱ 教育分野	19
Ⅲ 生活環境分野	21
Ⅳ 産業分野	25
Ⅴ 地域自治・地域内連携分野	30
町の貯金と借金の状況	34
下川町機構及び職員配置等一覧	38
地域担当職員配置名簿	43

令和2年度町政執行方針

下川町長 谷 一 之

令和2年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をいただきたいと思ひます。

私が、町長として2期目の任を担わせていただいてから、間もなく1年を迎えることとなりました。昨年は、施策の基本となる第6期下川町総合計画がスタートした年であり、SDGs未来都市の推進、人口減少をはじめとした情勢の変化や地域経済の活性化、町民福祉の向上に向け、各種施策を進めて参りました。

さて、令和2年度は、「第6期下川町総合計画の着実な推進」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」、「積極的な情報公開と町民の理解」を基本方針として、「2030年における下川町のありたい姿」の「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現に向けた取り組みを進めて参ります。また、更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めます。

本年度の予算規模は、一般会計で50億6,600万円、対前年度比8.5%増、下水道事業特別会計で2億46万円、対前年度比3.9%減、簡易水道事業特別会計で9,092万円、対前年度比16.3%減、介護保険特別会計で8億1,343万円、対前年度比2.7%増、国民健康保険事業特別会計で5億87万円、対前年度比6.5%増、後期高齢者医療特別会計で6,381万円、対前年度比1.7%増、病院事業会計で5億7,114万円、対前年度比4.8%減、7会計総額では73億663万円で、対前年度比5.7%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えます。

将来の下川町を見据えると、地域の活力の原動力となる生産年齢人口の確保はとても重要であり、更なる「移住の促進」や「定住のための施策」は欠かせないものとなっています。

貴重な人的財産、地域資源、様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、第6期下川町総合計画に基づき計画的な予算執行を進めることとしており、総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進して参ります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であることから、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができ体制づくりを関係団体と連携して推進いたします。

また、高齢者等が安全で安心して自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営を適切に行って参ります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、職場説明会等の機会を活用し、必要な人材の確保と育成を行い、「地域包括ケアシステム」を推進いたします。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営して参ります。

今後も、きめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めて参ります。

また、介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めます。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた保健活動を推進します。

第4は、医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります町立下川病院は、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」

の拠点として、訪問診療・訪問看護の充実に努め、身近な医療、患者サービスの向上に努めます。

また、専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院に位置づけられている名寄市立総合病院との医療連携ネットワークを活かして、役割分担と機能の充実強化を図り、市民が安心して医療を受けられるよう努めます。

さらに、新町立下川病院改革プランに基づき、病院事業会計の財務状況の健全化を進めるとともに、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた診療機能や体制の見直しなど、上川北部区域地域医療構想調整会議と連携しながら経営改革に取り組みます。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、自助・互助を促進する介護予防事業の実施を進めます。

また、各関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めて参ります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送られるよう実情にあった施策を推進いたします。

また、高齢者がボランティア活動を通じて、地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を継続いたします。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めます。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

開園して2年目を迎える「下川町認定子ども園」を保護者にとって更に充実した施設とするため、教育の拡充を図るとともに、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えて参ります。

また、次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び関係機関と連携した子育て支援を推進いたします。

なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続して参ります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉

施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実に図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施いたします。

障害者支援施設の運営については、利用者の障害程度の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実に図り、生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に努めて参ります。

また、グループホームの入居者が、より安全で安心に暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めて参ります。

教育

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育施策の目標や基本方針を定めた「下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進して参ります。

第1は、学校教育の充実であります。

子どもたちが学校において、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を「主体的・対話的で深い学び」を通して学習することは、ESD教育「持続可能な開発のための教育」を推進するうえでも重要であります。

子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育むために、ICTの活用と道德教育の充実、地域の特色を生かした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育の充実に図ります。

また、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小中の連携を図るとともに、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクール(学校運営協議会)の充実に図ります。

また、「下川町地域共育ビジョン」を策定し、実現に向けた取り組みを進めて参ります。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育理念を踏まえ、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの程度に応じた指導並びに支援の充実に図るとともに、教育環境の整備を図ります。

次に、下川商業高等学校の支援策につきまして、商業高校としての特色ある教育活動を支援するとともに、地域とともにある学校づくりへの支援を行い、存続・維持・発展に努めて参ります。

第2は、生涯学習の推進であります。

町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進いたします。

第3は、生涯スポーツの推進であります。

年々、町民の健康に関する意識が高まっていることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めて参ります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を充実し、健全な心と体力及び技術の向上を図ります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、本町出身選手が国際舞台で活躍していることが、町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めて参ります。

第4は、芸術文化の振興であります。

芸術文化活動は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供して参ります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めます。

生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります、次の14項目を重点に推進して参ります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、有効な土地利用、市街地づくりを進めて参ります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう都市公園条例を制定し、適切な維持管理に努めるとともに、利用状況に合わせた公園の整理を行います。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を見直し、計画的な公営住宅等の整備や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに、快適住まいづくり促進事業が時限を迎えることから、新たに条例を制定し、住宅建築や改修等の支援を行い、快適な住環境の整備を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保して参ります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等交通環境の整備に努めて参ります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」を実施し、快適な住環境の確保に努めて参ります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、「下川浄水場建設基本計画」に基づく施設整備に係る事務を進めるとともに、適切な維持管理に努めて参ります。

また、営農飲雑用水施設につきましても、適切な維持管理を行います。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理を行って参ります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保に努めて参ります。

また、地域公共交通として、「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしを確保し、利便性の向上と効率的な運行に努めて参ります。

第9は、環境保全対策であります。

廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減

や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図って参ります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されていますが、過大な維持管理費などが課題であることから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備に関して協議を進めて参ります。

第10は、交通安全・防犯対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、町民一人ひとりの交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じて参ります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保して参ります。

また、下川町消費者協会が運営する「ばくりっこ」の活動を通じた埋立ごみの減量化とコミュニティの醸成に支援するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進いたします。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めて参ります。

今年度におきましては、防火水槽の新設及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力を充実強化して参ります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ確な対応を図るとともに、救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めて参ります。

第13は、危機管理対策であります。

近年、各地において災害の発生頻度が高まり、甚大な被害が発生していることから、地域防災マネージャーを採用し、自助・互助・共助の大切さを積極的に広報するとともに、防災訓練等を実施し、町民の防災意識の向上を図って参ります。

また、サンルダムの完成に伴い、洪水ハザードマップ（洪水時における危険度地図）の更新を行い、更には災害備蓄品の更新・整備を計画的に行うとともに、各公区

の自主防災計画の策定や自主防災組織の設置を図って参ります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を図るため、町民の皆さんが容易に情報を受けられるとともに、停電時にも対応可能な新たな情報提供を構築して参ります。

産業

次に、第4点目の分野方針「産業」であります。次の4項目を重点に推進して参ります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など、地域が抱える課題に加え、国際情勢においては、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日EU・EPA（日EU経済連携協定）及び日米貿易協定の発効など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、不透明感を増しています。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進して参ります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

地域の活力を維持するためには、本町の基幹産業である農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援いたします。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用し、集落活動等を支援して参ります。

また、土壤改良施設につきましては、指定管理者により効果的な運営に努めるとともに、土壤改良材活用による環境保全型農業を推進いたします。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとともに、畜産担い手育成総合整備事業による基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図って参ります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援いたします。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産・フルーソトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援いたします。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援いたします。

また、環境制御装置の導入など、スマート農業の推進に対しても支援して参ります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてですが、町営サンル牧場は、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び、指定管理者により飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として運営いたします。

育苗施設は、フルーソトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めて参ります。

農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースの安定的な生産体制構築のため、ひきつづき原料確保と販路拡大及び経営の効率化に努めて参ります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めて参ります。

また、担い手を確保するため、新規就農予定者の積極的な募集と、農業後継者育成を支援して参ります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムのスマート化、雇用の確保・創出、木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想等の具現化によるエネルギーの地消地産と脱炭素社会の構築に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進して参ります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施し、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域林業・林産業の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木である「クリーンラチ」の特定母樹園の整備を推進いたします。

また、「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進して参ります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図って参ります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組みとして、平成29年度に「実習等の連携と協力に関する協定」を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業者へのインターンシップ等の受入れなどを推進いたします。

また、「北海道立北の森づくり専門学院」の地域実践実習拠点として、北海道と連携・協力のもと、実習等の受入れ態勢整備を推進するとともに、人材育成の取組みとして、地元NPO法人等と連携して、町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労に繋がる活動を進めて参ります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進めるうえで、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な「川下対策」について、「下川町林業振興基本条例」に基づく林業・林産業事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んで参ります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び広葉樹材の利活用について近隣市町村等と連携し、調査検討を進めて参ります。

さらに、東京2020大会「選手村ビレッジプラザ」整備に対し、地域林産業関係事業者と連携して提供した下川町産FSC森林認証材の普及啓発及び後利用について検討を進めて参ります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

「2030年における下川町のありたい姿」の目標である「エネルギーの地消地産及び脱炭素社会」の実現に向けて、中学校の木質バイオマスボイラの熱供給余力を活用し、地域間交流施設への暖房熱の面的拡大事業を実施いたします。

また、再生可能エネルギー導入促進ロードマップの導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めて参ります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催いたします。

また、下川らしい森林文化の創造に向けて、引き続きチェーンソーアート大会への支援を行うとともに、大会により製作された作品をより魅力ある展示物として公共施設等に配置いたします。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るとともに、近年増加傾向にあるアライグマ、キツネ、カラス等の対策を行うため、下川町

有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施いたします。

第4は、産業であります。

商工業の後継者不足、労働力不足が懸念される中、次の2点を重点的に推進して参ります。

1点目は産業振興であります。

中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材育成、商店街活性化に向けて中小企業を下支えするとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図って参ります。

また、行政ポイントの発行と普及啓発に努めることで、消費の域内循環を高め、地域経済の活性化と政策効果の向上を図ります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めて参ります。

次に、観光の振興であります。

アイスキャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺整備事業や名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限に活かしながら、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図って参ります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、滞在型交流人口の拡大を図って参ります。

2点目は、一の橋バイオペレッジであります。

地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において、地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などに取り組み、集落の自立性を高め、持続可能な社会の構築を図って参ります。

特用林産物栽培研究所につきましては、民間活力を活用し、安定的な運営を進めて参ります。

地域自治・地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」

であります、次の2項目を重点に推進して参ります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めて参ります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図って参ります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、地域住民が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「2030年における下川町のありたい姿」の「7つのありたい姿」の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行って参ります。

行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります、次の2項目を重点に推進して参ります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、「2030年における下川町のありたい姿」の「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と7つのありたい姿の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証しながら、進捗管理計画の見直し等を行って参ります。

また、職員の人材育成事業として、政策形成能力を向上するため、各種研修会に積極的に参加いたします。さらに総務省への職員派遣を実施して参ります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と公共施設の再編や使用料の見直しなど、行財政改革に取り組んで参ります。

町税等につきましては、引き続き、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めるとともに目的税として入湯税を導入いたします。

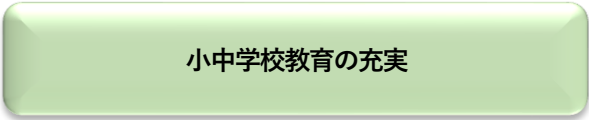
以上、執行方針の概要を申し上げましたが、様々な地域課題を着実に解決し、町民が幸せを実感できる『幸せ日本一のまち』を創るため、町政を執行する決意でありますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。令和2年度の町政執行方針とさせていただきます。

令和2年度教育行政執行方針

下川町教育長 松野尾 道 雄

令和2年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び高度情報化の進展など社会が大きく変化する中、第6期総合計画で目指す将来像「2030年における下川町のありたい姿」を実現していくため、第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり、すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化を含む）する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」に基づき、E S D教育「持続可能な開発のための教育」を推進し、持続可能な社会の創り手を育むことが重要であります。



小中学校教育の充実

はじめに、小中学校教育の充実について申し上げます。

子どもたちが、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるよう、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜く力の育成に努めて参ります。

また、身近な自然環境や歴史・伝統文化に触れる機会を通して特色ある教育活動を推進し、系統的に体験活動の充実を図りながら、ふるさと下川への愛着と誇りを育んで参ります。

さらに、発達段階に応じた教育の中で、確かな学力の育成を図るとともに、基本的な生活習慣や社会性の涵養、読書活動の推進など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、家庭の教育力を高めることに努めて参ります。

本年度は、小学校において新学習指導要領の完全実施、中学校においては令和3年度実施に向けた移行期間であることから、新学習指導要領の基本理念であります「社会に開かれた教育課程」を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、新学習指導要領の「育成すべき資質・能力の三つの柱」としての「学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性等の涵養」、「生きて働く、知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる、思考力・判断力・表現力等の育成」を進めるとともに、現学習指導要領の基本理念であります子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、

「健やかな体」の調和のとれた教育の推進に向け効果的な学校経営・学級経営の確保に努めて参ります。

「確かな学力」の向上としては、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などのカリキュラムマネジメントを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進して参ります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、新たに取り組むプログラミングの思考能力の育成にむけて、ICTの活用を推進し、情報処理に関する効果的な学習環境の整備を図るとともに、ギガ・スクール構想に伴う1人1台のタブレット導入に向け検討して参ります。

また、外国語教育の充実のため外国語指導助手（ALT）による外国語及び外国語活動の学習や国際理解教育の充実を図って参ります。

さらに、家庭学習への支援としては、引き続き低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクールを実施して確かな学力の向上に努めて参ります。

「豊かな心」の育成としては、道徳教育の果たす役割はきわめて大きく、特に道徳の教科化により、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実践に向け、指導方法の工夫改善や指導体制の確立を図るための支援を継続して参ります。

また、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他を尊重する思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実が図られるよう支援します。

「健やかな体」づくりと安全確保としては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、子どもたちの体力向上に向けて、体育の授業改善や学校・家庭・地域の連携により、体力向上を推進して参ります。

いじめ防止の取り組みについては、子ども同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級経営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応できるよう、各学校等への指導を徹底して参ります。

特に、デジタルメディアへの過剰・不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対してはインターネットの安全・安心な利用に向けた家庭でのルールづくりを啓発して参ります。

また、不登校の児童生徒への支援につきましては、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行って参ります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましても、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関

係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期して参ります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、すべての児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、必要に応じて、外部の専門家による指導助言を受けるとともに、小中学校に支援員を配置し、発達に課題がある児童生徒の学校生活を支援して参ります。

特色ある教育活動としては、子どもたちが自立と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、身近な自然環境、歴史・伝統文化、地域産業など、地域の大人達から学ぶ機会を通じた教育活動を進めるとともに、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

キャリア教育についても、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力のもと、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、一層の充実を図って参ります。

さらに、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実にも努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進して参ります。

コミュニケーション能力の育成については、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科におけるディスカッション等による効果的な指導助言を行って参ります。

地域とともにある学校づくりとしては、コミュニティスクール(学校運営協議会)の中で児童生徒の実態及び課題を共通認識しているところであり、これらの課題解決のため学校運営協議会が主体となり地域や保護者に参画・協力いただけるよう事業の展開を図って参ります。

また、町で策定する「下川町地域共育ビジョン」の取り組みと連携して、地域で育つ子どもの育成を進めて参ります。

小中連携、一貫教育につきましては、義務教育の系統的・継続的な教育を行うため、第1に「9年間を通した子どもの学びのつながり」、第2に「子ども理解・生徒指導の連続性」、第3に「教職員の連携・協働」、第4に「家庭や地域とのかかわり」の4点を視点とし、発達の段階に応じた継続的な子ども理解を柱に「9年間の系統的教育課程の捉え直し」、「目指す子ども像の共有」、「系統性・連続性のある特別支援教育」などを推進し、知・徳・体の調和のとれた育ちの一層の充実を図って参ります。また、将来の学校施設の維持管理を検討するため、本年度

は小中学校施設の長寿命化計画を策定して参ります。

幼小の連携については、小学校入学当初において、幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう情報の共有・連携を確保して参ります。

下川商業高等学校への支援

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況である中、本年度は定員に近い出願者数となっており、引き続き、「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性を生かした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行うとともに、令和元年度に発足しました下川商業高等学校コミュニティスクール(学校運営協議会)との連携・協働を確保し、存続維持・発展に向けた振興策を進めて参ります。

生涯学習の振興

次に、生涯学習の振興について申し上げます。

生涯を通じた学びの支援による「人づくり」と「地域づくり」を進めるため、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが一層重要となっています。

そのため、生涯各期における学習活動の機会の提供と環境整備に努めるとともに、生涯学習に対する町民のニーズが多様化していることから、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進して参ります。

家庭教育においては、保護者が子どもの健やかな成長に必要な正しい生活習慣や学習習慣を学び、家庭の教育力向上に寄与するため、子どもの発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供するとともに、親子の絆を深める取り組みを実施して参ります。

児童室においては、親子が安全で安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保して参ります。

青少年教育においては、子どもたちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未

来を担う青少年の育成に努めて参ります。

成人教育においては、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディー事業による自主学習と仲間づくりを推進して参ります。

高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能や経験を活かし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めて参ります。

図書室においては、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に親しまれる図書室づくりを進めて参ります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子どもの読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子どもの表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進して参ります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりや仲間づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めて参ります。

競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めて参ります。

また、少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する支援策として、少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する助成、共用備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動での全道全国大会参加への支援などを図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャンプにおいては、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することで、子どもたちのみならず、町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成を推進して参ります。

ます。

また、スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設や利用が少ない施設もあることから、スポーツ協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討を進めて参ります。

芸術文化の振興

次に、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援して参ります。

文化財保護活用としては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図って参ります。

また、郷土資料については、引き続き調査整理を進め、今後の資料の保存・整理・活用等について検討するとともに、ふるさと交流館、札天山収蔵館は、管理運営を見直して開館期間等の縮小を行って参ります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んで参ります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

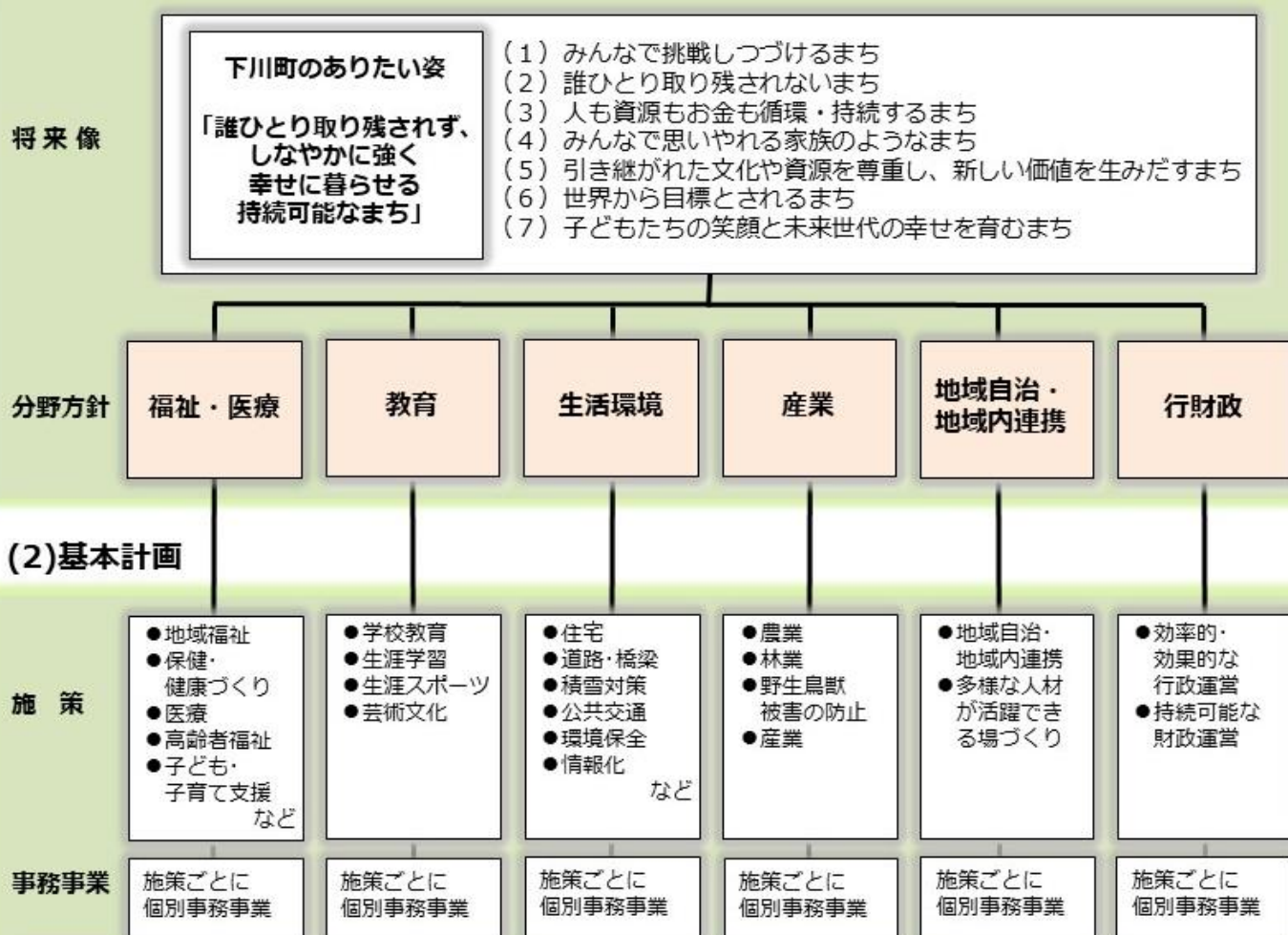
第6期下川町総合計画と令和2年度予算について

第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていくこととしています。

令和2年度は、前期基本計画（令和元年度～令和4年度）の2年目として、将来像の実現に向け、予算を編成し個々の施策を推進していきます。

(1)基本構想【2019年度(令和元年度)～2030年度(令和12年度)】



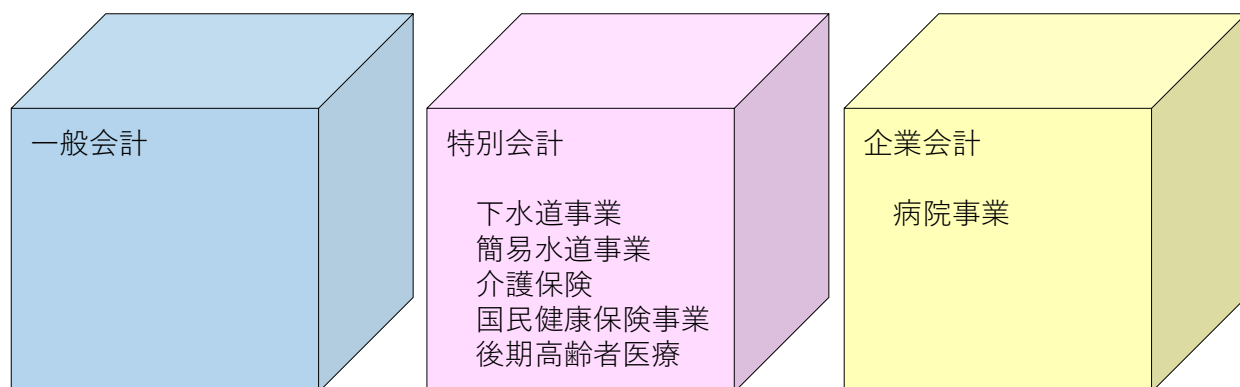
総合計画とは

「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、計画的にまちづくりを行うための計画です。



令和2年度各種会計予算

会計名	2年度予算額	元年度予算額	比 較	伸び率
一 般 会 計	50億6,600万円	48億7,100万円	3億9,500万円	8.5%
下 水 道 事 業 特 別 会 計	2億46万円	2億867万円	▲821万円	▲3.9%
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	9,092万円	1億869万円	▲1,777万円	▲16.3%
介 護 保 険 特 別 会 計	8億1,343万円	7億9,179万円	2,164万円	2.7%
介護保険事業勘定	4億8,433万円	4億7,235万円	1,198万円	2.5%
介護サービス事業勘定	3億2,910万円	3億1,944万円	966万円	3.0%
国民健康保険事業特別会計	5億87万円	4億7,041万円	3,046万円	6.5%
後期高齢者医療特別会計	6,381万円	6,275万円	106万円	1.7%
病 院 事 業 会 計	5億7,114万円	5億9,991万円	▲2,877万円	▲4.8%
合 計	73億663万円	69億1,322万円	3億9,341万円	5.7%



■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。下水道事業など5つの特別会計があります。また、介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。病院事業が企業会計になります。

令和２年度一般会計予算概要

町の収入（歳入）

科 目		比 較	予算額
【 自 主 財 源 】		町が自主的に集めることができる収入	
町	税	町民の皆さんが納める税金	3億176万円
	分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金	4,294万円
	使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金	1億305万円
	財 産 収 入	町有林主伐・間伐材やトマトジュースなどの売り払い収入	2億7,778万円
	寄 附 金	ふるさと納税などのお金	2,500万円
	繰入金・繰越金	町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金	1億816万円
	諸 収 入	他団体からの補助金や雑入など	1億5,507万円
【 依 存 財 源 】		国や北海道から交付されるお金や町債	
	地方譲与税など		1億9,924万円
	地 方 交 付 税		26億1,000万円
	国 ・ 道 支 出 金		6億8,000万円
	町 債	道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金	5億6,300万円
合 計			50億6,600万円

町の支出（歳出）

科 目			比 較	予算額
議	会	費	議会運営などに要する経費	3,694万円
総	務	費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、 S D G s 未来都市の推進などに要する経費	3億5,376万円
民	生	費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに 要する経費	6億8,206万円
衛	生	費	健康づくりやごみ処理などに要する経費	3億5,346万円
農	林	業 費	農林業の振興や森林整備などに要する経費	7億718万円
商	工	労 働 費	商工振興や観光・地域振興などに要する経費	3億2,644万円
土	木	費	道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費	5億4,643万円
消	防	費	消防に要する経費	1億8,100万円
教	育	費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに 要する経費	3億2,740万円
公	債	費	借金の返済などに要する経費	6億7,452万円
給	与	費	職員の給料などに要する経費	8億7,531万円
予	備	費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	150万円
合 計				50億6,600万円

定期予防接種事業

予算額 651万円

担 当

保健福祉課
(総合福祉センター内)
☎・告知端末 4-3356

財 源

町の負担額	609万円
国の負担額	42万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力（免疫）をつくれます。予防接種費用の全額を助成します。

✓小児の定期予防接種

B型肝炎、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児肺炎球菌、4種混合、BCG（結核）、麻しん風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、2種混合（ジフテリア、破傷風）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がんなど）
※10月1日からロタウイルスも定期予防接種となります。



✓高齢者の定期予防接種

高齢者肺炎球菌

今までに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方

年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方が接種対象となります（令和5年度まで）。

✓成人の定期予防接種

風しん第5期（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）

風しんにかかったことがなく抗体検査の結果、予防接種の必要があると判定された方

✓インフルエンザ

65歳以上の方

※高齢者の定期予防接種については、60歳以上64歳以下であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫の機能に障がいのある方も対象になります。

母子保健事業

予算額 394万円

担 当

保健福祉課
(総合福祉センター内)
☎・告知端末 4-3356

財 源

町の負担額	369万円
道の負担額	4万円
国の負担額	21万円

産後間もない時期の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援します。

✓産婦健康診査

産後の心身の回復状況を確認するための産婦健診費用を助成します。



✓産後ケア

助産師による心身のケアや育児のサポートが産後11か月まで受けられます。訪問による支援と実施施設へ来所しての支援があります。

子どもすこやか予防接種事業

予算額 146万円

担 当
 保健福祉課
 （総合福祉センター内）
 ☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	146万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力（免疫）をつくります。予防接種を受ける際に、一部自己負担があります。

✓小児の任意予防接種

流行性耳下腺炎（おたふく）、ロタウイルス、小児インフルエンザ
 ※10月1日からロタウイルスは、定期予防接種となります。

妊娠初期に風しんに感染すると、先天性風しん症候群のお子さんが生まれる可能性があるため、抗体検査の結果、予防接種の必要性があると判定された女性に対し、妊娠する前に接種します。予防接種を受ける際に、一部自己負担があります。

✓成人の任意予防接種

成人の風しん（妊娠を希望する女性）

がん検診事業

予算額 615万円

担 当
 保健福祉課
 （総合福祉センター内）
 ☎・告知端末 4-3356

財 源	
町の負担額	494万円
国の負担額	3万円
受診者の負担額	118万円

胃がん・肺がん・大腸がん・CT肺がん・子宮がん・乳がん検診を行ない、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険（国保・社保・後期高齢者等）によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

✓今年度、次の年齢の方は検診料金が無料になります。

胃がん検診、肺がん検診 40歳
 大腸がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
 子宮がん検診 20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳
 乳がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳

✓5月16日（土）・17日（日）、10月31日（土）・11月1日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。なお、CT肺がん検診は10月31日（土）・11月1日（日）のみです。

✓旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、CT肺がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。

✓町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院

予算額 5 億 7, 1 1 4 万円

担 当

町立下川病院

☎・告知端末 4-2039

財 源

入院・外来収益	2億8,513万円
一般会計の負担	2億2,406万円
その他収益	4,902万円

医師3名による医師体制を維持し、安心して医療を受けることができるよう、診療体制の充実を図ります。

✓金曜日の診療体制！

これまで金曜日の内科外来につきましては、旭川医大からの出張医師が診療を行っていましたが、4月からは当院の医師が診療することとなります。

午前、午後の担当医師は隔週で変わりますので、電話でのお問い合わせ又は院内の掲示をご確認下さい。

✓地域医療連携ネットワークシステム（ポラリスネットワーク）の活用！

ポラリスネットワークは専用のインターネット回線を利用し、主に名寄市立総合病院との間で診療情報を共有するシステムです。

画像・検査・薬歴等の情報が共有でき、安心した医療をサービスを受けることができます。

✓当院の理学療法士は患者さんの機能回復・維持・予防を中心に
リハビリテーションを毎日提供しています！

【理学療法士の具体的な役割】

○入院患者さんへのリハビリテーション提供

主に、起き上がれない・立ち上がれない・歩けない方に対して、動作の訓練や必要な筋力トレーニングを実施しています。

○外来患者さんへのリハビリテーション提供

痛みや痺れなど症状がある方や関節が固い・筋力が低下している方に対し、物理療法や運動療法を行っています。

○退院前の自宅訪問

入院患者さんの場合、退院前に事前にご自宅に伺い、手すりの設置や環境の調整、また歩行器などの補助具の選択等も他スタッフと協力して関わっています。

○運動指導

運動の習慣化や運動方法を指導します。運動は体が弱ってからするのではなく、弱くなる前から行うことが大切です。

私の経験上、動作が不自由な方は「動けない」のではなく、「動き方がわからない」という方が多い印象を受けます。そんな時は理学療法士の出番です！

生活に不安がありましたら、いつでもご相談ください。

✓夜間診療をご利用ください！

内科は第2・第4木曜日、外科は第2木曜日で行っています。

受付は17時15分から18時30分までです。



介護予防・日常生活支援総合事業

予算額 1, 4 9 6 万円

担 当
 地域包括支援センター
 （総合福祉センター内）
 ☎・告知端末 5-1165

財 源	
介護保険料の負担	186万円

介護保険被保険者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を目的に日常生活を支援します。また、地域における住民主体の通いの場づくり等を支援します。

●介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援認定を受けた方

②基本チェックリストにより対象者となった方

※サービスを利用する場合は、町に申請が必要です。

サービス名	内 容
訪問型サービス	ヘルパーが訪問し、買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援をします。
通所型サービス	デイサービスセンターで、食事、入浴、体操、レクリエーション等の支援をします。
その他の生活支援サービス	【総合事業配食サービス】 ・町が指定している事業所が自宅にお弁当を配達します。（昼食のみ） 【総合事業給食サービス】 ・共生型住まいの場合「ぬく森」で、食事を提供します。毎日（朝食、昼食、夕食）利用可能 【総合事業訪問サービス】 ・ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認などをします。
介護予防ケアマネジメント	主に地域包括支援センターがマネジメントします。

●一般介護予防事業

対象者：65歳以上の方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内 容
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発などを行います。
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと運動教室、カーリンコン運動教室、キャラバン・メイト活動など地域の住民が主体となった介護予防活動の支援や、介護予防ボランティア活動に対して、介護予防アクションポイント事業を行い、活動を支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士による訪問指導・教室活動や、ケースカンファレンス（事例検討会）などに参加して、地域の介護予防を支援します。

●その他の事業

対象者：65歳以上で要支援及び要介護の認定がされていない方

事業名	内 容
介護予防福祉用具貸与	町で指定されている歩行器と杖の貸し出しをします。 ※返却時の消毒代は実費負担となります。
介護予防福祉用具購入	入浴用具（浴槽用手すり、浴槽内台、シャワースイス、移乗用台）購入費用を助成します。 ※購入上限額5万円。その1割が自己負担になります。

高齢者入湯料・入湯交通費助成事業

予算額 370万円

担 当

保健福祉課

☎ 4-2511（内線125）

告知端末 4-251104

財 源

町の負担額

370万円

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。

【対象者】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）
- ✓身体障害者手帳を交付されている方
- ✓療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方

【利用回数】

- ✓年間100回まで（入湯券の有効期限は翌年3月31日まで）
- ✓窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

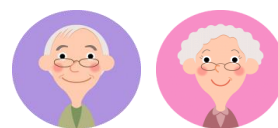
【その他】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）は、五味温泉までの交通費の一部を支援します。（100往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

- 身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障害及び肢体不自由に該当し1級及び2級の認定を受けた方
- 療育手帳A判定の方
- 介護保険で要介護認定を受けた方



小・中学校施設等管理事業

予算額 6, 0 3 0 万円

担 当

教育課

☎ 4-2511（内線512）

告知端末 4-251111

財 源

町の負担額

6,030万円

下川町の学校教育は、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、子どもたちが夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜くための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目標とし、取り組みを進めています。

児童・生徒の学習環境の充実を図るため、校舎の適正な維持管理を行うとともに、義務教育備品などの導入を進めています。

なお、令和2年度に導入を予定している義務教育備品などは、次のとおりです。

【小学校】児童用机・椅子、教科書改訂に伴う教師用図書など

【中学校】コンサートシロフォン、図書室カーテンなど



下川商業高等学校支援事業

予算額 1, 5 5 3 万円

担 当

教育課

☎ 4-2511（内線512）

告知端末 4-251111

財 源

町の負担額

1,553万円

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

✓下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 912万円

入学に係る費用（1人につき12万円）や町外からの通学費（定期運賃の2分の1以内）を助成します。

✓多目的宿泊交流施設利用助成 21万円

多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、利用料の全額を助成します。

✓下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円

札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

✓下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円

部活動の各種大会への参加費用を助成します。

ウィークエンドスクール事業

予算額 279万円

担 当

教育課

☎ 4-2511（内線512）

告知端末 4-251111

財 源

町の負担額	243万円
道の負担額	36万円

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末などに無料の学習会を開催します。

- ✓小学生3～6年
年間62回程度（週2回程度）
国語、算数、理科、社会
- ✓中学生全学年
年間77回程度（週2回程度）
国語、数学、理科、社会、英語



スポーツ少年団活動支援事業

予算額 114万円

担 当

教育課

☎ 4-2511（内線516）

告知端末 4-251111

財 源

町の負担額	114万円
-------	-------

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通じた健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

- ✓青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 **40万円**
管内・地区大会を経て、全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額（交通費・宿泊料〔定額〕）と大会参加料などを合わせた金額の2分の1を助成します。
ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除いた2分の1の金額とします。

- ✓スポーツ少年団活動事業交付金 **60万円**
スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。
 - ▼団体割 1団体当たり30,000円
 - ▼人数割 登録者1名あたり1,000円
 - ▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1（上限75,000円）



- ✓下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 **10万円**
少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。

- ✓スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 **4万円**
少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。

迷惑電話防止装置設置モニター事業

予算額 39万円

担 当

税務住民課

☎ 4-2511（内線117）

告知端末 4-251103

財 源

町の負担額	19万円
道の負担額	20万円

特殊サギなどの被害から消費者を守るため、希望世帯に迷惑電話防止装置を設置するとともに、危険な電話からの着信数などを把握し、被害の防止を図ります。

※今年度の募集世帯は5世帯で、5月頃に募集を行う予定です。

【迷惑電話装置とは】

警察等が認知しているものを含む危険な電話番号から電話がかかってきた場合、自動的に着信を拒否してくれる装置です。

また、警察が認知されていない悪質な電話からかかってきたときも、拒否ボタンを押すことにより、次回から同じように自動で着信を拒否してくれます。

※月平均でモニター1世帯につき約5回、危険な電話番号から電話がかかってきています。（H28～R元年度）



消費者協会活動交付金

予算額 95万円

担 当

税務住民課

☎ 4-2511（内線117）

告知端末 4-251103

財 源

町の負担額	35万円
道の負担額	60万円

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う組織である消費者協会の活動を支援します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓発活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目 的：空き店舗を活用し、遊休品の有効活用による埋立ごみの減量と地域コミュニティの形成

場 所：下川町錦町42番地（北星信金前）

開店日時：毎週、月・木・土の12時から16時まで

取扱方法：①無償でお預かり
②希望金額の提示を受けてお預かり
③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲示板で当事者同士がお話合い



快適住まいづくり促進事業

上限

予算額 1, 500万円

担 当

建設水道課

☎ 4-2511 (内線254)

告知端末 4-251106

財 源

町の負担額	1,050万円
国の負担額	450万円

快適な住環境の整備を促進し、定住の促進と下川町産認証木材の利用を促進するとともに、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の新築又は新築の建売住宅の取得	町民又は町外居住者で住宅取得後の町民	自らが居住する住宅の新築又は新築の建売住宅の取得(以下「住宅新築等」という。)	建築又は購入に要する費用の20分の1以内 [限度額150万円]
		住宅新築等の下川町産認証木材を10㎡以上使用	下川町産認証木材(FSC認証・SGEC認証)の使用量1㎡当たり5万円を加算 [限度額100万円] ただし、下川町産認証木材として、CoC認証工場で加工された木材
中古住宅等の取得	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	自らが居住又は賃貸住宅の用に供するための中古住宅等の取得	住宅等の取得価格の5分の1以内 [限度額150万円]
住宅等の解体	所有者又は所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の2分の1以内 [限度額50万円]
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅の改修、改修に要する費用が100万円以上	改修に要する費用の5分の1以内 [限度額150万円]
	町民又は町内に住所を有する法人	町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修、改修に要する費用が100万円以上	改修に要する費用の5分の1以内 [限度額75万円]
環境負荷の低減	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	相当隙間面積が0.5cm ² /㎡以下を満たした住宅新築等	20万円を加算
		外皮平均熱貫流率が0.24w/㎡k以下を満たした住宅新築等	30万円を加算
		住宅に30万円以上の木質バイオマス活用機器の設置	20万円
		住宅等に公称最大出力1kwh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1以内 [限度額15万円]



空き家対策総合支援事業

上限

予算額 3, 100万円

担 当

建設水道課

☎ 4-2511（内線254）

告知端末 4-251106

財 源

町の負担額	1,550万円
国の負担額	1,550万円

空き家を活用し、転入者、定住希望者や子育て世帯の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	空き家の「活用」	空き家の「解体」
対象者	・ 町内に定住を希望されている方 ・ 町内に転入されてから10年以内の方 ・ 町内に居住し、満18歳以下の子どもを扶養している方や妊娠中の母子を扶養している方	下川町に空き家を所有している方
補助率等	空き家の取得・改修等費用の2/3以内 （限度額500万円）	空き家の解体費用の4/5以内 （限度額80万円）
留意点	・ 空き家を取得し、かつ100万円以上の改修を行う場合が対象 ・ 10年以上居住すること	申請前に特定空き家の認定を受けることが必要

※当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

地域情報通信基盤整備等事業（新システム分）

予算額 188万円

担 当

総務課

☎ 4-2511（内線224）

告知端末 4-251101

財 源

町の負担額	188万円
-------	-------

スマートフォンアプリ（LINE）やテレビのデータ放送（地デジ広報）を活用した行政情報の提供を7月頃から開始します。



公営住宅整備事業

予算額 1 億 5, 2 4 6 万円

担 当

建設水道課

☎ 4-2511（内線254）

告知端末 4-251106

財 源

町の負担額	9,421万円
国の負担額	5,825万円

移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○元町団地建替事業

元町団地 2 棟 8 戸を除却し、1 棟 3 戸（1LDK 1 戸、2LDK 2 戸）を建設します。



○末広団地長寿命化型改善事業

末広団地の 4 棟 9 戸の壁と屋根改修を行います。

✓改修する住戸番号

A-1・A-2・A-3・A-4・C-5・C-6・C-7・D-1・D-2



農業振興事業

上限

予算額 1, 173 万円

担 当

農務課

☎ 4-2511（内線143）

告知端末 4-251105

財 源

町の負担額 987万円

国の負担額 186万円

農産物生産額の向上などを目的に、施設園芸ハウス増設、ホワイトアスパラ生産、フルーツトマトの半養液栽培、施設園芸高度化に対して、資材費の一部を補助します。

✓施設園芸ハウス増設事業 423万円

施設園芸ハウス新設に対して、上限9,000円/坪を補助します。
ただし、継承予定従事者及び新規就農者が新設する分を対象とします。

✓ホワイトアスパラ振興事業 80万円

ホワイトアスパラ生産に対して、被覆資材費の3分の1以内を補助します。ただし、新規に取り組む者を対象とします。

✓秀品率向上対策事業 297万円

フルーツトマトの半養液栽培に対して、資材費の2分の1以内を補助します。ただし、新規に取り組む者、新規就農者及び継承予定従事者を対象とします。

✓施設園芸高度化事業 373万円

施設園芸ハウスに設置する環境測定装置等の導入に対して、導入費用の1/3以内を補助します。

農業担い手対策事業

予算額 2, 485 万円

担 当

農務課

☎ 4-2511（内線143）

告知端末 4-251105

財 源

町の負担額 2,485万円

新規就農者確保のための支援、農業継承者や継承予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

✓新規就農者等支援事業（新規就農者及び新規就農予定者の方） 1,594万円

▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助など。
▽新規就農予定者へは、月額20万円の貸付金、研修旅費及び実習費の補助など。

✓新中核的農業担い手対策事業（農業継承者及び継承予定者の方） 891万円

▽45歳未満の認定農業者及び継承予定従事者が行う施設、機械等整備に対して2分の1以内、最大で1,000万円を補助します。ただし、対象者1回限りとします。
▽新たなチャレンジには3分の2以内、最大で100万円を補助します。ただし、年1回のみとします。
▽情報交換のために行う研修支援には3分の2以内、最大50万円を補助します。
▽指導農業者及び農業者が参加する研修等には年額10万円以内を補助します。

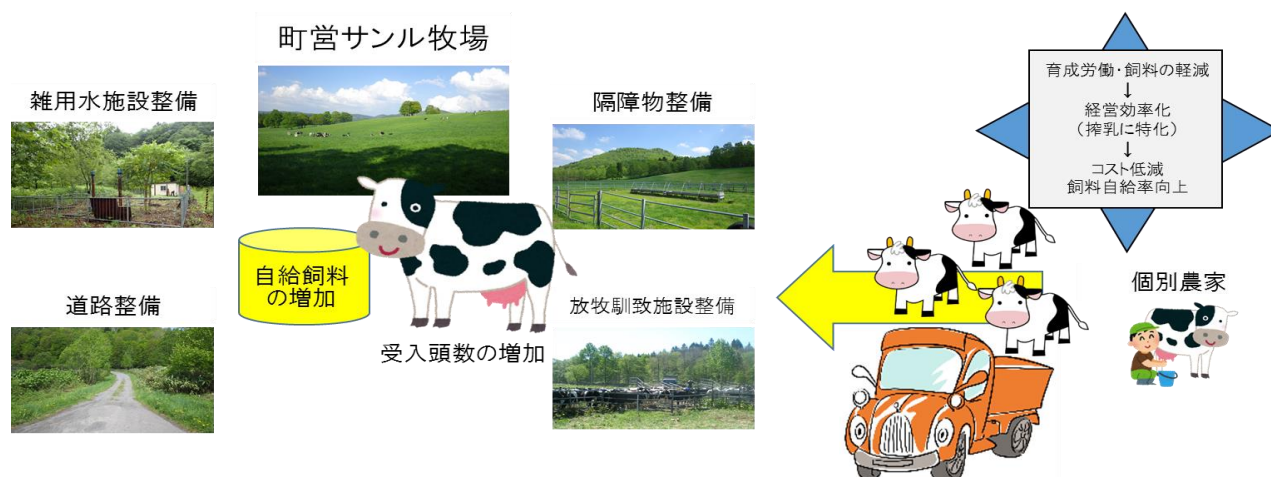


草地畜産基盤整備事業(公共牧場整備事業) 予算額 2 億 4, 000 万円

担 当
農務課
☎ 4-2511 (内線144)
告知端末 4-251105

財 源	
町の負担額	6,000万円
道の負担額	6,000万円
国の負担額	1億2,000万円

町営サンル牧場は昭和62年に造成され、個別農家の預託希望に対応しています。今回の整備により良質飼料の確保と各施設を改修します。公共牧場機能を強化することで預託受入頭数を増加し、畜産農家の労働軽減を図り、個別経営体における畜産経営の安定と拡大を目指します。



- ・事業実施期間：2018～2024年度 ・総事業費：948,000千円（うち国道費711,000千円）
- ・受益面積：488.3ha ・整備内容：草地整備改良331.7ha、雑用水施設、放牧馴致施設等

畜産担い手育成総合整備事業 予算額 1, 980 万円

担 当
農務課
☎ 4-2511 (内線144)
告知端末 4-251105

財 源	
町の負担額	270万円
受益者の負担額	1,710万円

畜産経営は近年の配合飼料の高騰など経営環境は益々厳しさを増しており、良質自給粗飼料確保による濃厚飼料多給型からの脱却といった更なる経営体質の強化、飼料生産コストの低減、離農跡地などの農地集積が急務となっています。

このため、本事業により飼料生産基盤を整備することで、粗飼料自給率を向上させ、飼料購入費の軽減等の低コスト化を図るとともに、堆肥循環型酪農及び良質乳の安定生産や飼養頭数増頭等による経営の安定など、担い手農家の育成と地域酪農畜産経営の安定的な発展を目指します。



- ・事業実施期間：2020～2024年度 ・総事業費：139,786千円（うち国道費89,463千円）
- ・受益面積：194.6ha ・整備内容：草地整備改良188.9ha、草地造成改良5.7ha

私有林整備支援事業

予算額 1, 157 万円

担 当

森林商工振興課

☎ 4-2511（内線244）

告知端末 4-251112

財 源

町の負担額 812万円

道の負担額 345万円

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

区 分	補 助 基 準
植林（国・道の補助金を除く）	事業費の26%以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
除間伐（広葉樹林改良を含む）	国・道の補助残額の10分の4以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
下刈、枝打ちなど	国・道の補助残額の10分の4以内
自力による枝打ち	1ヘクタール当たり3万円
根踏及び作業路整備	事業費の3分の1以内

町有林整備事業

予算額 1 億 4, 333 万円

担 当

森林商工振興課

☎ 4-2511（内線244）

告知端末 4-251112

財 源

町の負担額 3,550万円

国の負担額 5,309万円

木材売払代金等 5,474万円

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

令和2年度の主な町有林の事業

樹木の植栽 40ha

下刈 203ha

除間伐 152ha

主伐 43ha



林業・林産業振興事業

上限

予算額 3, 0 0 0 万円

担 当

森林商工振興課

☎ 4-2511（内線244）

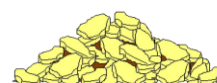
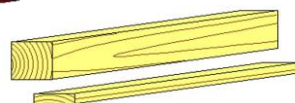
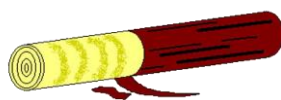
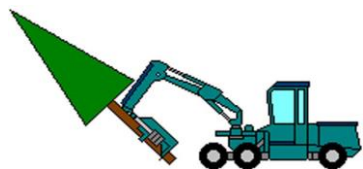
告知端末 4-251112

財 源

町の負担額	1,587万円
国の負担額	1,413万円

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区 分	補 助 基 準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新及び新商品のための調査、研究、開発事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の2分の1以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	事業費の3分の1以内 ※令和5年度までの時限措置
事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修など	経費の2分の1以内 限度額10万円



中小企業振興事業

上限

予算額 1, 600 万円

担 当

森林商工振興課

☎ 4-2511 (内線237)

告知端末 4-251112

財 源

町の負担額

1, 600 万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

区 分	内 容	補助率など
施設整備	中小企業者が行う建物の新設や改修（休憩室の新設、和式トイレの洋式化、店舗内部改修など）	1/3以内（上限100万円）
店舗など解体	中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置などの解体及び撤去（車庫、物置などの単独での解体及び撤去は対象外）	1/2以内（上限50万円）
空き店舗活用	中小企業者が店舗または集客施設にするための空き店舗改修、新築のための解体及び新築	1/3以内（上限400万円）
経営基盤強化	中小企業者が行う新商品、新サービスの開発	1/2以内（上限50万円）
	中小企業者が行う新商品、新サービス提供のための設備導入	1/3以内（上限1, 000万円）
事業承継事業	事業承継予定者が行う技術取得、研修、販路拡大など	1/2以内（上限50万円）
	事業承継予定者が行う建物改修、機械修繕など	1/3以内（上限250万円）
	中小企業者が会社の価値を定量的に表す調査	1/3以内（上限100万円）
人材育成	中小企業者の経営者及び従業員が行う中小企業大学校での研修や資格取得	1/2以内（上限50万円）
その他	国及び道の補助を受ける事業	1/3以内（上限500万円）

※主な支援メニューを掲載しています。



未来人材育成プログラム構築実証事業

予算額 601万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511（内線233）

告知端末 4-251102

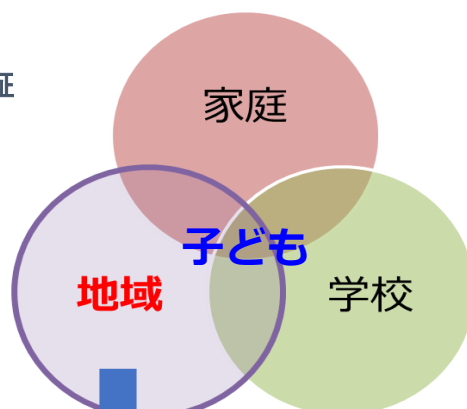
財 源

町の負担額	552万円
国の負担額	49万円

■下川の子どもたちが、自分の将来の可能性を広げると同時に、地域への愛着と誇りを持つことができる“共育環境”を地域と関係機関の協働により実現する仕組みづくりを行います。

■このため、2019年度から「未来の学びコーディネーター（地域おこし協力隊）」を配置し、2019年度は、住民15人から構成される「地域共育ビジョン策定委員会」を創設、“子どもを地域で育む姿”を表す「地域共育ビジョン」の策定に着手、2020年度はビジョンの具体策の検討と実証などを実施します。

（2020年度～）ビジョン具体策（地域・行政）の検討・実証



（2019年度）地域共育ビジョン ※策定中

育む地域の姿

- 1) 子どもがわくわくする好奇心と挑戦を育む地域
- 2) かけがえのない自然・歴史・文化のバトンをつなぐ地域
- 3) のびやかな心と体がぐんぐん育つ地域
- 4) 子どもたちがほっとする居場所がたくさんある地域
- 5) 子どもを真ん中に、地域・家庭・学校がつながりアクションする地域

※2020. 3. 31時点での素案段階であり変更の可能性があります。



地域共育ビジョン策定委員会
（住民15人）

下川町未来の学びコーディネーター 本間莉恵さん



地域共育ビジョンを策定する中で

下川の子どもたちは、挨拶がしっかりできて、素直で純朴。一方で、自分に自信が持てずに、自ら考え行動すること、初対面の大人と話すことが苦手なのが気になるねと意見が出てきました。子どもの学びや育ちの環境を良くするには、大人が変わるところから！子どもがわくわくする好奇心や挑戦の種まきをして、大人もいっしょになって夢中に取り組み、子どもたちに関わることから始められたらと思います。

持続可能な地域経済社会システム調査研究事業

予算額 991万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511（内線231）

告知端末 4-251102

財 源

町の負担額	496万円
国の負担額	495万円

■SDGs 未来都市計画 「地域経済循環システム構築事業」の一環として実施するものです。

■地域の経済構造（産業・家計）を分析し、お金の流れ（流出）を突き止め、町内での自給策を検討、地域事業者や起業家などを募集し新たな生産や新たなしごとを創出するしくみづくりを行います。

■今年度は、地域の経済構造を表す産業連携表を更新、前回産業連関表（2008年）との経年変化、買物調査や役場支出調査も含め分析し、自給策を模索、地域経済循環に対する住民・団体への普及活動を行います。



集落ネットワーク活性化事業

予算額 350万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511（内線231）

告知端末 4-251102

財 源

町の負担額	175万円
国の負担額	175万円

■地域課題を把握し、事業を通して課題解決を進める組織の立ち上げを支援するため、地域運営組織設立委員会を平成28年に設立。

■平成30年度からは、町民のチャレンジを応援する森の寺子屋を実施。

■森の寺子屋とは、下川町で新しいことを始めたいと考えている町民であれば誰でも参加できる、月1回の勉強会。参加者：平成30年度 17名、平成31年度 9名

▼過去に実現されたアイデア▼

自主保育の「森のようちえん」を立ち上げたい。町内の食料自給率を高めるために野菜のハネ品や家庭菜園の作り過ぎた野菜を販売したい。下川町に演劇をひろめたい。地域の食材をつかったお弁当・ケータリングをやりたいなど

■令和2年度は、森の寺子屋や町民勉強会の開催を予定。



▲森の寺子屋_体験会



▲森の寺子屋取組発表会



▲森の寺子屋参加者_人形劇

町民主体によるSDGs課題解決推進事業

予算額200万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511（内線231）

告知端末 4-251102

財 源

町の負担額	100万円
国の負担額	100万円

- みんな事業でお馴染みの「みんなで考えみんなで創る環境未来都市しもかわ推進町民事業」が「町民主体によるSDGs課題解決推進事業」へとリニューアルされます。
- 本事業は、平成30年度に町民主体で策定した2030年ビジョン「2030年における下川町のありたい姿」の実現を目指すことを目的に、町民の皆さんが主体的に行う活動や、町内へのSDGs普及啓発を促進するための活動を支援するものです。

【助成対象事業】

助成対象事業は、次にあげる①②のうち、いずれかに該当する活動です。

①町内へのSDGs普及啓発が期待される取り組みであるか。

②下川町の目指すべき将来像「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標のうち、いずれかの目標を実現するための取り組みであるか。

※原則として、①②ともに町民3名以上又は事業者2者以上のグループによる活動が対象となります。

※本事業を活用する際は、事前にご相談ください。

【助成金額】

予算の範囲内で上限額100万円以内

（特定の収入があった場合は、減額調整いたします。）

■下川町の2030年ビジョン「2030年における下川町のありたい姿」7つの目標

- 【1. みんなで挑戦しつづけるまち】
- 【2. 誰ひとり取り残されないまち】
- 【3. 人も資源もお金も循環・持続するまち】
- 【4. みんなで思いやれる家族のようなまち】
- 【5. 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち】
- 【6. 世界から目標とされるまち】
- 【7. 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち】



（取り組み例）

■産業・経済活性化分野

地産地消・地産外消を促進する活動、商店街を活性化させる活動、新商品の試作販売やマーケット調査、担い手の能力や技術等を高めるための活動

■超高齢化・地域社会分野

健康づくり・食育に関する活動、高齢者に活躍の場をもたらす活動、地域で子どもや高齢者を支える活動、森林文化を定着・発信する活動、移住・定住・観光・交流を促進する活動

■環境・エネルギー分野

再生可能エネルギーの普及啓発に関する活動、環境保全・美化活動に関する活動 など

地域活性化プロジェクト実行委員会交付金事業

予算額 320万円

担 当

政策推進課

☎ 4-2511（内線231）

告知端末 4-251102

財 源

町の負担額	160万円
国の負担額	160万円

- 昨年の夏に下川町の自然や飲食店、エコハウス美桑などを舞台に、吉本興業所属の品川ヒロシ監督による劇場用映画「リスタート」が撮影されました。
- 今後、実行委員会を設立し、①観光客の誘致、②特産品の販促、③ふるさと納税の増加を目的に、映画「リスタート」を活用した地域活性化プロジェクトを推進していきます。
- この実行委員会では、映画の上映会や映画ロケ地マップ、スタンプラリーなどプロモーションに関する企画を検討していきます。

映画「リスタート」 2020年11月公開予定

ミュージシャンを目指して上京した女の子がスキャンダルで夢に敗れ、失意の中で下川町に戻ってくる。下川町の家族、友人、雄大な自然に触れ、ミュージシャンとしての再起を誓う。28歳の青春ストーリー



品川ヒロシ監督



エミリー（ホネボーン）



劇団EGザイル スウェイ



中野英雄



ブラックマヨネーズ小杉竜一

■ 監督・脚本：品川ヒロシ

■ 音楽： HONEBONE

■ キャスト

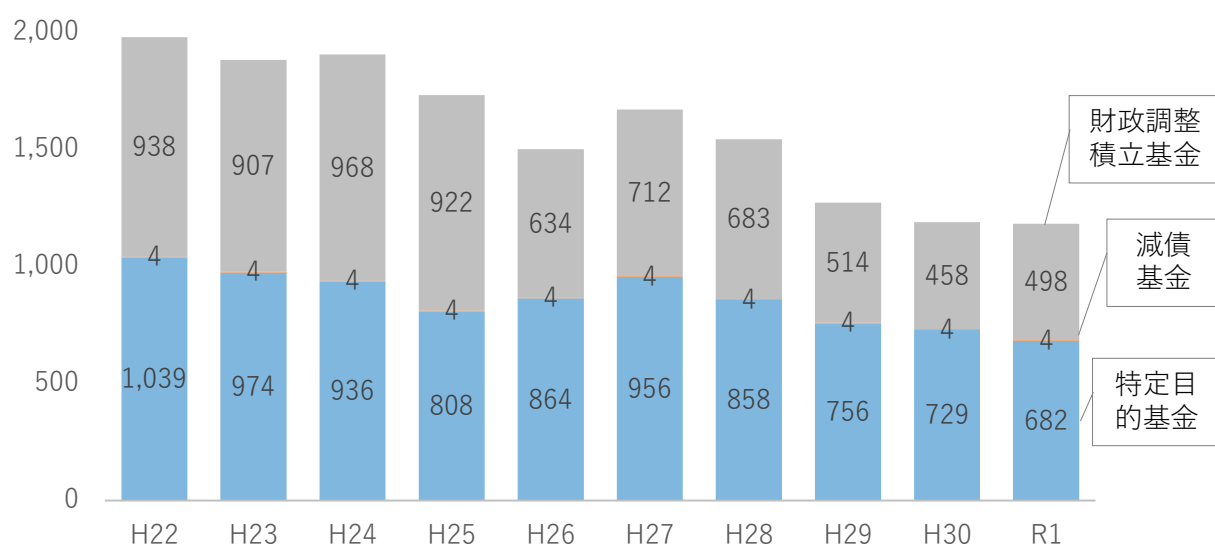
EMILY (HONEBONE) SWAY (劇団EXILE)

朝倉ゆり 品田誠 野中貴多 夏目パール 藤井俊輔
向井日菜海 阿部隼也 今野優月 渚カオリ 真田美璃
岩崎う大（かもめんたる） 望月柊成 夏美沙和 園山敬介
森田祐吏 村松恭子 大場靖子 高橋浩利 森桃子
純情のアフィア 小杉竜一（ブラックマヨネーズ）
西野亮廣（キングコング） 庄司智春（品川庄司）
松田大輔（東京ダイナマイト） 黒沢あすか 中野英雄

貯金（借金）残高の推移

単位:百万円

基金の種類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政調整積立基金	938	907	968	922	634	712	683	514	458	498
減債基金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特定目的基金	1,039	974	936	808	864	956	858	756	729	682
合 計	1,981	1,885	1,908	1,734	1,502	1,672	1,545	1,274	1,191	1,184



■ 財政調整積立基金

財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■ 減債基金

借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

■ 特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、17基金があります。

子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します



公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子育て支援の充実を図ります。

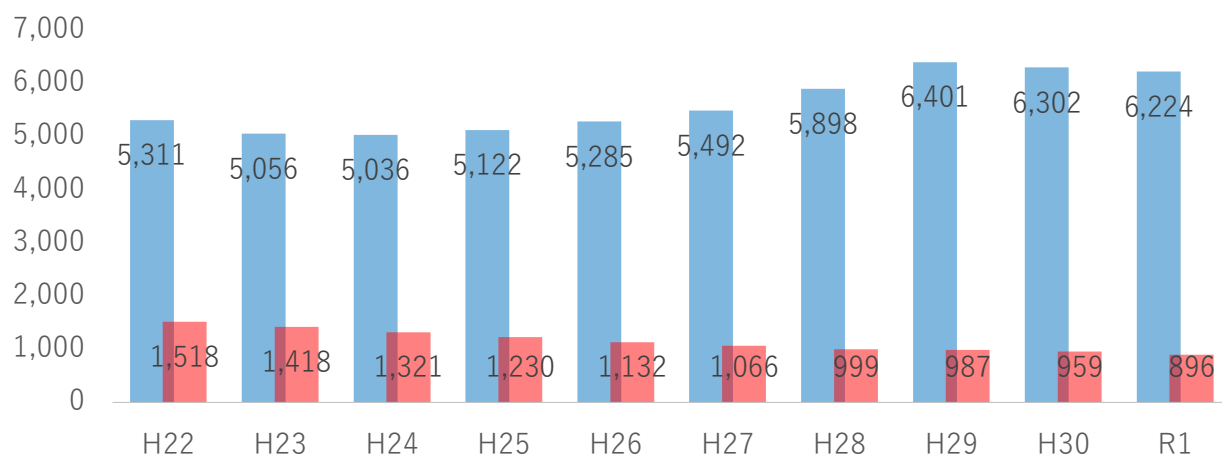
■中学生までの医療費を全額助成	[事業費 8 4 0 万円中・ 1 2 0 万円を充当]
■インフルエンザなど 子どもの予防接種費用を 8 割軽減	[事業費 1 4 6 万円中・ 1 4 6 万円を充当]
■不妊治療への支援	[事業費 4 5 万円中・ 4 5 万円を充当]
■3歳未満時の保育料を 6 割軽減	[事業費 2 8 3 万円中・ 9 4 万円を充当]
■学校給食費を 2 割軽減	[事業費 2 4 9 万円中・ 2 4 9 万円を充当]
■2歳未満の子どもを育てる家庭育児への 支援家庭に、子ども 1 人あたり 月額 3, 0 0 0 円分の商品券を支給	[事業費 1 3 7 万円中・ 1 3 0 万円を充当]
■ブックスタートの実施 (絵本のプレゼントと読み聞かせ)	[事業費 1 6 万円中・ 1 6 万円を充当]



借金（地方債）残高の推移

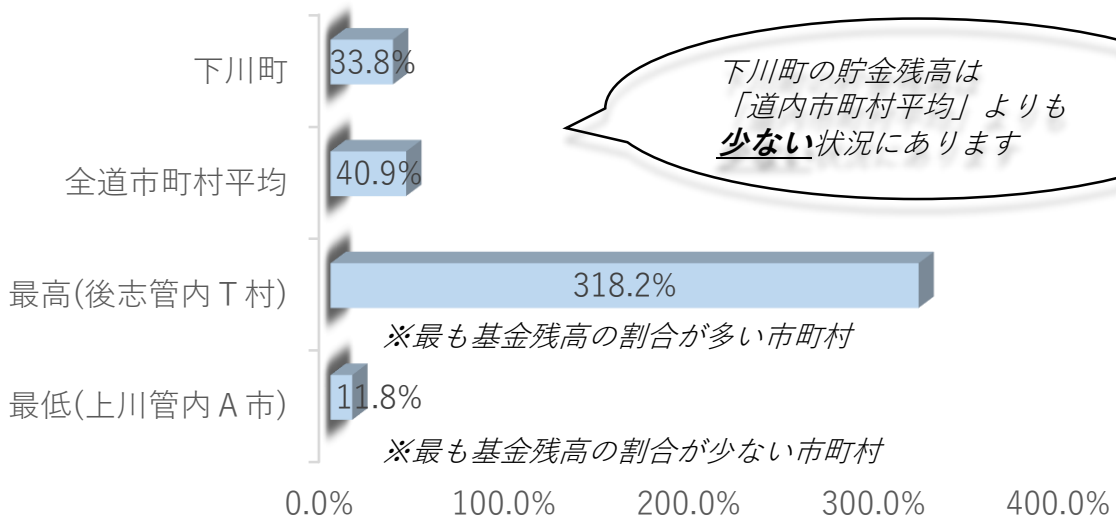
単位:百万円

会計名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般会計	5,311	5,056	5,036	5,036	5,285	5,492	5,898	6,401	6,305	6,224
下水道事業 特別会計	1,369	1,273	1,182	1,182	1,014	962	890	834	791	749
簡易水道事業 特別会計	0	0	0	0	0	0	20	25	31	31
介護保険 特別会計	120	120	120	120	107	94	81	68	84	71
病院事業会計	29	25	19	19	11	10	8	60	53	45
合 計	6,829	6,474	6,357	6,357	6,417	6,558	6,897	7,388	7,264	7,120



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※平成30年度決算に基づく



PICKUP

✓ 標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（町税や交付税など）の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓ 下図に示すとおり、本町より「貯金（基金）残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓ 以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金（基金）を確保する必要があります。本町では**2030年までに標準財政規模の50%以上（全道平均以上）を確保**することを目標としています。（第6期下川町総合計画「財政運営基準」）

イメージ

A 町の場合



✓ 基金残高が
下川町よりも3.7億円多い！



下川町の場合

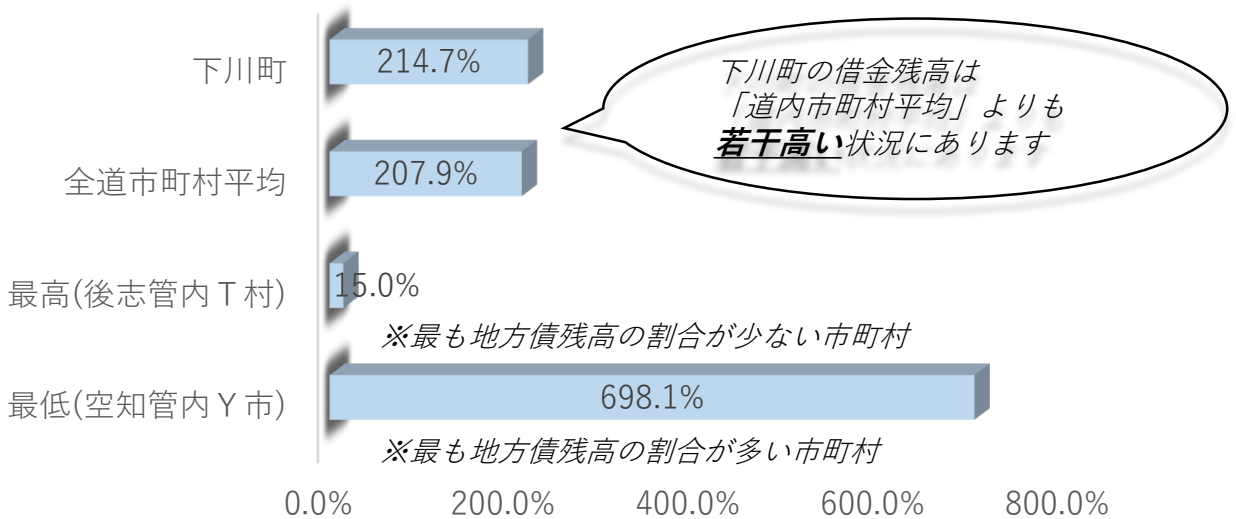


✓ 基金残高の割合が
A 町よりも6.2%多い！

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)

※平成30年度決算に基づく



PICKUP

✓標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（町税や交付税など）の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓下図に示すとおり、本町より「借金（地方債）残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金（地方債）を抑制する必要があります。本町では**2030年までに標準財政規模の200%以下（全道平均以下）に抑制**することを目標としています。（第6期下川町総合計画「財政運営基準」）

イメージ

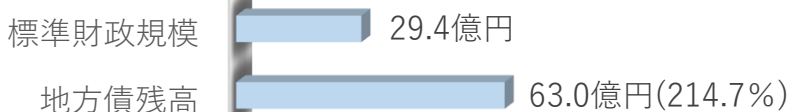
B町の場合



✓地方債残高が
下川町よりも4.8億円少ない！

借用書

下川町の場合



✓地方債残高の割合が
B町よりも59.1%少ない！

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町機構及び職員配置等一覧

(令和2年4月1日現在)

町 長 谷 一 之
副町長 武 田 浩 喜
教育長 松野尾 道 雄

〒098-1206
北海道上川郡下川町幸町63番地
TEL 01655-4-2511 FAX 01655-4-2517
URL <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>
e-mail s-main@town.shimokawa.hokkaido.jp

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
総務課	田村 泰司	総務・財政	丹野 重男	樋口 知志 清水 元記 穴戸 悠二		浪岡 凌 笹 夏紀 池田 美咲	
			条例・規則等例規、文書の収受・発送・保管並びに町史、渉外・町長室、公印の保管・管理、自衛官募集事務等、議会招集等、職員の人事・給与・研修・福利厚生、職員労働団体、栄典・表彰、人事評価、行財政改革・事務改善、各課競合事務の調整、情報公開・個人情報保護等、情報システムの管理、予算・財政の運用・財政事情の公表、地方交付税の算定・町債に関すること				
		財産管理	仁木 茂則	工藤 明広			
			公有財産の取得・処分・管理、公共施設総合管理計画、庁舎管理・町有自動車事故処理、土地利用、水資源の保全に関すること				
		(総務省派遣研修)					
						河合 真悟	
政策推進課	(兼)田村 泰司	SDGs推進戦略室	室長 (兼)田村 泰司	◎ 亀田 慎司 平田 豊和	和田 健太郎	佐藤 大樹 佐藤 将平 大西 崇王	
			地方創生及び総合戦略、SDGs推進、環境未来都市の推進、環境モデル都市の推進、総合計画の策定・見直し、行政評価、定住自立圏構想、地域主権改革・地方分権、上川地方総合開発期成会等の調整と要望活動、ふるさと納税等寄付採納、広報紙の発行、男女共同参画推進、各種統計調査、しおりんに関すること				
税務住民課	高橋 祐二	税務・収納	早坂 勇一	◎ 立花 勝博		吉田 光佑 葛西 和樹	
			町道民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収、固定資産の評価・所得調査決定、滞納処分・未収金の収納、納税思想の啓蒙・奨励、地籍の管理に関すること				
		住民生活	◎高屋鋪 勝英 杉本 賢征	(再任用) 宮丸 英之	伊林 賢二	阿部 清太 中野 祐希	
総合窓口、戸籍・住民登録・人口動態、火葬許可・印鑑証明等各種証明事務、弔慰金・年金相談、一般旅券発効申請・消費者保護、公区行政・地域活動の推進、住民要望、国民保護計画・防災計画・災害対策、交通安全・防犯、地域交通体系、廃棄物の処理・処分・資源リサイクル、公衆衛生・環境衛生、公害防止等環境保全対策、畜犬取締り等・狂犬病予防対策、墓地・火葬場の管理に関すること							

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
保 健 課 保 祉 課	市 田 尚 之 (兼総合福祉センター所長)		寺 西 健 二	大 原 尚 美 神 野 み ゆ き 山 中 岳 男		安 念 朋 美 細 川 唯 香	
		福祉・子育て支援	社会福祉・高齢者福祉・障害者福祉・母(父)子福祉・児童福祉、民生保護・人権擁護・司法保護・行旅死亡人、社会福祉法人・日本赤十字社等各種福祉団体、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度、重度障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医療費の助成、高齢者・障害者等の入湯料・交通費の助成、こどものもりの運営・子育て支援・児童クラブ等に関する事				
		認定こども園 こどものもり	園長 古 屋 い づ み	塚 辺 哲 也 河 端 織 衣 (兼)又村 裕美	畠 山 玲 奈 五十嵐 みのり 武 石 圭 太	末 武 純 子 伊 林 美 幸 松 田 安 理 沙	(再任用) 鈴 木 芳 子
			こどものもりの管理運営に関する事				
		保健・介護	佐々木 美穂子	白 石 一 恵 蓑 島 美 奈 子 又 村 裕 美		野 崎 愛 美 木 村 杏 奈 瀬 澤 理 菜 平 木 達 也	
			保健推進・保健予防・健康増進・精神保健・母子保健・食品衛生、地域医療、介護保険事業・介護保険(事業勘定) 特別会計に関する事				
		地域包括支援センター	センター長 (兼)佐々木美穂子		平 田 美 和	千 葉 望	
			地域包括支援センターの運営に関する事				
		介護予防支援事業所	管理者 (兼)佐々木美穂子		(兼)平田 美和	(兼)千葉 望	
			介護予防支援事業所の管理運営に関する事				
		居宅介護支援事業所	管理者 (兼)蓑島美奈子	(兼)白石 一恵			
			居宅支援事業所の管理運営に関する事				
農 務 課	平 野 好 宏 (兼農産物加工研究所所長)	農業振興	◎ 梅 坪 亮 二 農村活性化センター長 又 村 寛 樹		倉 澤 晋 平	佐 藤 勇 大 高 橋 風 宇 太 丹 治 英 樹	
			農業行政の企画調整、農産物の生産振興、農業担い手の育成・確保・指導、経営所得安定対策、農業金融制度・利子補給、農業関係団体、農村活性化センター、育苗施設、畜産振興・家畜防疫、家畜衛生、家畜環境、農業用施設・土地改良施設、国・道・団体営の土地改良事業、サンル牧場、土壌改良施設に関する事				
		農産物加工研究所	(兼)梅坪 亮二	◎ 高 野 英 昭		(兼)高橋風宇太	
			農産物加工研究所、農産物の加工研究開発に関する事				
建 設 課 水 道 課	小 林 大 生	建設・水道	豊 島 琢 磨 三 宅 章 吾 (再任用) 桜 木 誠	西 本 直 樹	磯 部 慎 太 郎		
			亀 山 貴 之				
			道路・橋梁・河川・公園等の整備及び維持管理、除排雪事業・流雪溝の管理、公営・町営住宅の整備及び維持管理、住宅施策、工事・委託業務の入札及び契約、土木・建築・都市計画、公共下水道事業の計画・設計・施工、下水道事業特別会計・受益者負担金・協力金・使用料、終末処理場・個別排水処理施設の維持管理、排水設備の審査、簡易水道事業会計・水道使用料、簡易水道施設・飲雑用水施設の整備・維持管理等、給水装置工事の設計・施工に関する事				

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
森林商工振興課	栗原 一 清	林業振興	(兼)山本 敏夫	今 裕 一 斎 藤 丈 寛		伊 東 拓 馬	
			町有林の経営管理、森林整備計画・施業計画等、私有林の振興、林業・林産業団体の育成及び振興、林業構造改善事業等、林業土木の設計管理及び技術指導・林道網の整備、森林認証林の拡大・林産加工、林野火災予防消防対策、野生鳥獣の保護及び捕獲に関する事				
		バイオマス産業戦略室	室長 山 本 敏 夫	(兼)今 裕 一 (兼)斎 藤 丈 寛		(兼)伊東 拓馬	
			森林総合産業特区の推進、バイオマスの利活用、再生可能エネルギー、木質原料製造施設の運営、行政視察対応に関する事				
		商工振興	高 原 義 輝	渡 邊 達 也		杉 山 周 平 藤 原 拓 海	
			商工業・中小企業の振興、観光振興、ふるさと会、雇用・労働、サンルダム周辺整備に関する事				
		地域振興	(兼)高原 義輝	(兼)渡邊 達也		遠 藤 龍 信 (兼)杉山 周平 (兼)藤原 拓海	
			企業等との経済交流、企業との連携誘致、国際交流・特定非営利活動、産業振興に関する事				
		特用林産物栽培研究所	所長 平 野 優 憲	(兼)渡邊 達也		(兼)杉山 周平 (兼)藤原 拓海	
			集落創生、特用林産物栽培研究に関する事				
出 納 室	会計管理者 中 岡 健 一					坂 部 雄 太	
			公金の受払いに関する事				
あけぼの園	齋 藤 英 夫 診療管理者 (兼)片野 俊英		平 間 明 (兼)高橋 博文 (兼)遠藤 智康	長谷川美栄子 亀 山 恵 津 子 宮 本 道 玲 子 (兼)伊藤 敦志 (兼)橋本 敦志 (兼)大川 和則	森 笠 稔 幸 佐 藤 貴 世 (兼)高橋 貴世	渋谷 裕 子 加 藤 準 巧 藤 原 見 幸 江 口 幸 恵	吉 田 敏 行 増 田 茉 穂 八 木 孝 憲 (再任用) 春 日 統 子
			あけぼの園の管理運営に関する事				
デ イ サービス センター	(兼)齋藤 英夫		遠 藤 智 康 高 橋 博 文 (兼)平間 明	橋 本 敦 志 大 川 和 則 (兼)長谷川美栄子 (兼)亀山恵津子 (兼)宮本 道玲 (兼)伊藤 道子	(兼)森笠 稔幸 (兼)佐藤 貴世 (兼)高橋 貴世	(兼)渋谷 裕子 (兼)加藤 準巧 (兼)佐藤 見幸 (兼)江口 幸恵	(兼)納谷 理恵 (兼)吉田 敏行 (兼)増田 茉穂 (兼)八木 孝憲 (再任用) (兼)春日 統子
			デイサービスセンターの管理運営に関する事				
生活支援ハウス	(兼)齋藤 英夫		(兼)平間 明 (兼)高橋 博文 (兼)遠藤 智康	(兼)長谷川美栄子 (兼)橋本 敦志 (兼)大川 和則	高 橋 貴 世 (兼)森笠 稔幸		(再任用) (兼)春日 統子
			生活支援ハウスの管理運営に関する事				
山 び こ 学 園	中 澤 利 紀		日 下 伸 二 森 笠 明 子	藤 弘 織 高 島 理 幅 直 浅 水 章 佃 直	佐 藤 一 教 久 間 慎 吾 岡 田 友 子 西 本 西 友 美 大 藤 本 剛 遠 藤 修 一 橋 三 美 江	伊 藤 藤 詩 織 佐 藤 中 杏 太郎 國 中 美 樹 高 木 綾 咲 谷 川 野 甲 斐 今 野 藤 喜 工 藤 斗 幸 荒 木 し お り	(再任用) 藤 根 喜 幸
			山びこ学園の管理運営に関する事				
う い る	(兼)中澤 利紀			(兼)高島 純	(兼)佐久間慎吾		
			ういるの管理運営に関する事				
指定特定相談支援事業所	(兼)中澤 利紀			(兼)浅水 直樹			
			指定特定相談支援事業所の管理運営に関する事				

課	課長職	室・ グループ名	上席主幹 ・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
町立 下川病院	院長 片野俊英 副院長 丸山直紀 看護師長 矢野眞由美 事務長 堀北忠克	内科外来		塩田美香		七條南	(再任用) (兼)藤村秋美
		外科外来		(兼)塩田美香			(再任用) 鈴木有子
		病棟		松田美保 奈須千明 (兼)横山恵子	川島有紀 玉井中智 田野明史 河野乃	中井留美美 藤山田祐祐 山田留木七 (兼)七條貴南	(再任用) 藤村秋美
		訪問介護		◎横山恵子	(兼)玉井智美		(再任用) 市村紀子
		放射線科	江口正裕				
		臨床衛生 検査科	猪苧冬樹	早田史朗			
		リハビリテー ション科			大平将貴		
		薬局			池田邦寿		
		栄養科		高橋瑞保			
		庶務・医事	伊東和博	森紀美子			
		町立下川病院の管理運営に関すること					

議事 事務局	古屋宏彦			野崎匡延			
議会に関すること							

監事 事務局	(併)古屋宏彦			(併)野崎匡延			
監査に関すること							

選事 事務局	(併)田村泰司		(併)仁木茂則 (併)丹野重男	(併)工藤明広 (併)樋口知志 (併)清水元記 (併)宍戸悠二		(併)浪岡凌 (併)笹夏紀 (併)池田美咲	
選挙に関すること							

農業 委員会 事務局	(併)平野好宏		古内伸一			(併)佐藤勇大	
農地の斡旋(売買・賃貸)、農地の転用許可、農業者年金、農業振興などに関すること							

教育 委員会 (教育課)	今井真司	総務	羽場剛健			中嶋恭介 那須野央人 小松光枝	(再任用)
		教育委員会会議、学校の設置・廃止、教育財産の管理、学校の組織・編成、通学区域、スクールバス、学校給食に関すること					
		生涯学習	(兼)羽場剛健		(兼)松本竜義	大川航季	
		公民館活動、社会教育団体の育成、図書室、講座・研修会、文化財の保護・遺跡、郷土芸能の保存・伝承、社会教育・文化施設の管理運営に関すること					
		生涯スポーツ	伊藤克彦	竹本和也	松本竜義	(兼)大川航季	
		体育団体の育成、スポーツ大会の推進、社会体育施設の管理運営に関すること					
		小学校			小坂喜永		
		小学校の維持管理、周辺整備に関すること					
		中学校			蓑島盛行		
		中学校の維持管理、周辺整備に関すること					

課	課長職	室・ グループ名	上席主幹 ・主幹職 (グループ長)	主査職 (◎はグループ長)	各担当職		
	署長・副署長	係名	主幹職	係長職	係職		
消防署	署長 多田 淳 浩 副署長 土本 繁 美	庶務係	大 野 政 弘			草 浦 辰 徳 大 滝 達 也	
		消防署・消防団に関する事務、公文書の収受・発送、表彰、叙勲などに関する事					
		予防係	濱 田 知 道		南 部 慎 介	西 村 健 太 (兼)藤澤 拓未	
		火災の予防、建築同意、消防広報、防災管理者、少年消防クラブなどに関する事					
		警防係	林 清 孝			今 野 裕 哉 (兼)西村 健太 (兼)井尻 翔大	
		火災の警戒、安全管理、教養訓練、消防施設整備計画などに関する事					
		救急係	(兼)伊東 英晴	駒 津 祐 二	(兼)南部 慎介	藤 澤 拓 未 (兼)大滝 達也	
		救急業務、救急救助、広報、実施計画・運用などに関する事					
		機械係	伊 東 英 晴	塩 田 晃 久		井 尻 翔 大 (兼)今野 裕哉	
		消防機械器具の保守整備、消防車の運行管理、改善研究などに関する事 (上川北部消防事務組合消防本部派遣)					
				森 雄 馬			

※会計年度任用職員は除く。

地域担当職員配置名簿

令和2年4月1日

区 分		地 域 担 当 職 員					
公区名	管轄課長	主任	副主任	担当員			備考
上名寄第1	中岡 健一	高屋鋪 勝英	長谷川美栄子	杉山 周平			17戸
上名寄第2	古屋 宏彦	佐々木美穂子	寺西 健二	倉澤 晋平	坂部 雄太		22戸
上名寄第3	齋藤 英夫	又村 寛樹	古屋 いづみ	渡邊 達也	伊林 賢二	佐藤 将平	68戸
中 成 南	今井 真司	山本 敏夫	今 裕一	工藤 明広	白石 一恵	遠藤 龍信	168戸
中 成 北	田村 泰司	羽場 剛健	矢戸 悠二	平田 美和	中嶋 恭介	笹 夏紀	157戸
班 溪	高橋 祐二	亀山 貴之	高島 純	葛西 和樹	池田 美咲		39戸
北 町	高橋 祐二	平間 明	江口 正裕	和田 健太郎	丹治 英樹		27戸
元 町	古屋 宏彦	伊東 和博	清水 元記	山中 岳男	猪狩 冬樹	中野 祐希	118戸
幸 町	齋藤 英夫	森笠 明子	橋本 敦志	磯部 慎太郎	細川 唯香		82戸
錦 町	中岡 健一	遠藤 智康	高橋 瑞穂	浪岡 凌	安念 朋美	藤原 拓海	158戸
共 栄 町	栗原 一清	日下 伸二	三宅 章吾	早田 史朗	野崎 愛美	大西 崇王	102戸
旭 町	小林 大生	丹野 重男	立花 勝博	斎藤 丈寛	蓑島 美奈子	佐藤 勇大	181戸
緑 町	平野 好宏	古内 伸一	亀田 慎司	千葉 望	佃 章子	木村 杏奈	98戸
末 広 町	堀北 忠克	高原 義輝	樋口 知志	又村 裕美	西本 直樹	平木 達也	247戸
新 町	市田 尚之	早坂 勇一	神野 みゆき	豊島 琢磨	大川 航季		37戸
三 和	平野 好宏	梅坪 亮二	大原 尚美	松本 竜義	高橋風宇太		29戸
二 の 橋	市田 尚之	仁木 茂則	高橋 博文	野崎 匡延	森 紀美子		27戸
一 の 橋	中澤 利紀	平野 優憲	平田 豊和	藤弘 織衣	阿部 清太		51戸

(配置人数の目安：～50戸 3名以上、51～110戸 4名以上、111戸以上 5名以上)

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日